

官学連携に関する基本協定書

学校法人尚絅学院（以下「学院」という。）と名取市（以下「市」という。）は、市の行政活動に学院及び学院の運営する尚絅学院大学（以下「大学」という。）並びに尚絅学院大学女子短期大学部附属幼稚園（以下「幼稚園」という。）が所有する施設並びに人材等を積極的に活用し、豊かな地域社会を創造するため、相互連携を通じて「協働によるまちづくり」を推進する。

学院と市は、このような認識を共有し、相互発展に資するため連携・協力することに合意した証として次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、学院と市が包括的な連携のもと、教育、文化、産業振興、まちづくり、福祉などの分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（協力する分野）

第 2 条 学院と市は、次の事項について相互に必要な支援と協力を行う。

- (1) 人材育成に関する事
- (2) 教育・研究活動に関する事
- (3) 文化の振興に関する事
- (4) 産業振興に関する事
- (5) まちづくりに関する事
- (6) 社会福祉の充実に関する事
- (7) その他、学院と市が必要と認める事

（協定の対応）

第 3 条 前条に定める協力分野の実施方法については、学院及び大学、幼稚園と市の間で協議するものとする。また、この協定を円滑に運営し発展させるため、学院及び市に担当窓口を置くものとする。学院の窓口は法人事務局企画調整課とし、市の窓口は総務部政策企画課とする。

（協力）

第 4 条 学院と市は、これまでの相互理解に立脚した友好的関係を維持し、市民サービスの向上に向けて、更なる相互連携を深めていくよう努力していくものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を生じ、相互に支障がない限り引き続き継続していくものとする。

(協議)

第6条 この協定書に定めのない事項または疑義が生じたときは、その都度学院と市が協議して定めるものとする。

本協定の証として本協定書2通を作成し、学校法人尚綱学院と名取市の双方の代表者が署名押印の上、各自1通を所持する。

2010(平成22)年2月10日

名取市ゆりが丘四丁目10番1号
学校法人尚綱学院
理事長 加藤 正名

名取市増田字柳田80番地
名取市
名取市長 佐々木 一十郎